



令和6年度
年末の交通事故防止運動
藤沢市実施要領



令和5年度 藤沢市小・中学生交通安全ポスター展
藤沢北交通安全協会会長賞
滝の沢小学校 中村 将人さんの作品

< 目次 >

「年末の交通事故防止運動」実施要領	2～6ページ
「年末の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領	7ページ
飲酒運転根絶月間	8ページ
コラム「飲酒運転はなぜ危険?」「ハンドルキーパー運動」	9ページ

自転車のながらスマホ・酒気帯び運転の罰則強化!!

(令和6年11月1日 道路交通法改正)

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



違反者は、
6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役または30万円以下の罰金

(警視庁 HP から抜粋)

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html





「年末の交通事故防止運動」実施要領



1 目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年、歩行者や二輪車に関係する交通事故が多発していることから、市民一人一人に交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼びかけることを目的としています。

2 スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

3 期間

12月11日(水)から12月20日(金)までの10日間

4 運動重点

- (1) 歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (3) 二輪車の安全利用促進

5 運動重点に関する主な推進事項

(1) 歩行者の安全の確保

(ア) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること等の基本的な交通ルールの周知を行うことに加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、周囲の安全を確認しながら横断すること等を促す呼び掛けの推進

(イ) 神奈川歩行者安全五則の周知

(ウ) 交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型安全教育の推進

(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

(ア) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進

(イ) 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行

(ウ) 反射材の着用促進

(3) 二輪車の安全利用促進

(ア) 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(イ) 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

(ウ) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底

(エ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進。

神奈川歩行者安全五則

- 1 横断する意思を明確にする!
- 2 横断歩道を渡る!
- 3 歩きスマホはしない!
- 4 危険な踏切横断はしない!
- 5 反射材を身に着ける!



6 重点の取り組み方

家庭	<ol style="list-style-type: none">1 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。2 夜間の外出には、「明るい色の服装」や「反射材」を身につけましょう。3 無謀運転をしないこと、二輪車による交通事故の悲惨さ、事故を起こした時の責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。
学校・ 地域	<ol style="list-style-type: none">1 こどもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。2 夜間の外出時には、「明るい色の服装」と「反射材」の活用を呼びかけましょう。3 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない意識を高めましょう。
職場	<ol style="list-style-type: none">1 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さやこどもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょう。2 夕暮れ時や夜間の前照灯の早めの点灯、ハイビームの効果的な活用について指導しましょう。3 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備をするよう指導しましょう。
交通安全 推進団体	<ol style="list-style-type: none">1 各種キャンペーン等を開催し、歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について呼びかけましょう。2 夕暮れ時や夜間の前照灯の早めの点灯や、ハイビームの効果的な活用、反射材の着用を呼びかけましょう。3 二輪車運転講習などの交通安全教育への積極的な参加を呼びかけましょう。

7 各団体等の役割及び運動の進め方

藤沢市交通安全対策協議会 構成機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。 2 関係機関・団体の構成員等に、運動について周知を図ります。 3 各種会議、行事を通じて、運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときは、交通ルールを守ることと交通マナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。 2 高齢者やこどもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強かに推進します。 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンペーンの実施及び SNS などを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
安全運転管理者会 ・青少年交通安全連絡協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 社内の広報媒体や、看板等を活用し、運動の趣旨の徹底に努めます。 2 安全運転管理の徹底と、シートベルト等の着用、過労・無謀運転の防止に努めます。 3 交通事故防止運動や地域で開催される交通安全行事及び職場等での活動に積極的に参加し、交通安全意識の啓発に努めます。

教育機関 ・団体等	<ol style="list-style-type: none"> 1 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 2 学校では、神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
道路管理者・鉄道事業者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
藤沢市	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。



「年末の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領



1 目的

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、年末の交通事故防止運動の周知徹底により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 実施方法

各地区の実施場所ごとに、啓発用チラシやキャンペーングッズの配布や各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。年末のグッズはボールペンです。チラシとボールペンをセットにして袋に入れて各地区へ配布します。

3 各地区街頭キャンペーン実施日程

地区	日にち	時間	場所
六会	12月11日(水)	15:00~	六会日大前駅東口ロータリー
片瀬	12月11日(水)	15:00~	FUJI鶴沼藤が谷店周辺
明治	12月11日(水)	15:00~	辻堂駅北口周辺
御所見	12月11日(水)	11:00~	用田辻~新用田辻交差点
遠藤	12月17日(火)	13:40~	イトーヨーカドー湘南台店
長後	12月12日(木)	14:00~	長後駅東口・西口周辺
辻堂	12月11日(水)	14:00~	辻堂駅南口周辺
善行	12月11日(水)	14:30~	小田急善行駅東西口広場
湘南大庭	12月11日(水)	10:00~	東急
湘南台	12月11日(水)	15:00~	湘南台駅東口前、西口前
鶴沼	12月17日(火)	14:00~	本鶴沼駅・鶴沼海岸駅
藤沢東部	12月11日(水)	14:00~	藤沢駅北口
藤沢西部	12月11日(水)	14:00~	藤沢駅北口
村岡	期間中	館内運営時間	館内で配布



飲酒運転根絶月間



1 目的

飲酒運転をさせない社会環境の醸成と飲酒運転根絶機運の更なる定着を図ります。

2 スローガン

飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない・そして見逃さない

3 期間

12月1日(日)から12月31日(火)まで

4 運動重点

- (1) 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- (2) 飲酒運転を助長する環境の根絶とハンドルキーパー運動の推奨

5 飲酒運転根絶キャンペーン

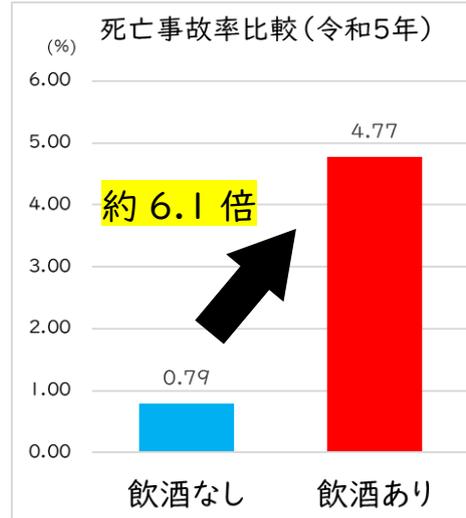
市内アルコール飲料を取り扱うローソン及びローソン・スリーエフ全店にて、アルコール飲料の購入者に対して、除菌ウェットティッシュを配布します。
(期間:12月11日(水)から12月20日(金)まで)



飲酒運転はなぜ危険？

★令和5年中の飲酒運転による交通事故

令和5年中の飲酒運転による事故件数は2,346件ですが、飲酒していない場合に比べ、死亡事故率は約6.1倍も高くなっている。
(警察庁調べ)



★飲酒運転の死亡事故の特徴

- ・ 発生時間は、22時から6時までが全体の約6割を占める。
- ・ 年齢層別の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、30歳未満の年代が多い。
- ・ 単独事故の割合が高く、死者数の約7割は運転者・同乗者だが、第三者の死者数も約3割に上る。

★飲酒による運転操作等への影響

- ・ 気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする。
- ・ 車間距離の判断を誤る。
- ・ 危険の察知が遅れる、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる。



(政府広報オンラインから抜粋 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201312/1.html>)

ハンドルキーパー運動

この運動は、「自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける。」というもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践し、飲酒した人にハンドルを握らせないという運動です。



(全日本交通安全協会HPから抜粋 <https://www.jsta.or.jp/about/handle.html>)





「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡